

まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業
設計・施工一括発注プロポーザル募集要項

令和8年4月

真狩村

目 次

1 募集要項の定義	- 1 -
2 本事業の概要	- 1 -
(1) 本プロポーザルの実施者	- 1 -
(2) 本プロポーザルの事務局	- 1 -
(3) 本事業概要	- 1 -
(4) 公告資料	- 2 -
3 優先交渉権者の決定等の手続	- 3 -
(1) 公告から契約締結までのスケジュール及び優先交渉権者決定フロー	- 3 -
(2) 決定の手続と審査及び評価体制	- 5 -
(3) 現地視察	- 5 -
(4) 参加資格審査	- 5 -
(5) VE 提案に対する対話の受付	- 6 -
(6) 技術提案書の提出	- 6 -
(7) 優先交渉権者等の決定	- 7 -
(8) 共通事項	- 7 -
4 参加資格要件	- 8 -
(1) 参加者の構成	- 8 -
(2) 共通する参加資格要件	- 8 -
(3) 業務別の参加資格要件	- 9 -
(4) JV 構成員の参加要件	- 10 -
(5) 実施体制	- 10 -
(6) 再委託	- 12 -
5 質疑の受付及び回答の要領	- 13 -
(1) 質疑の受付	- 13 -
(2) 質疑への回答	- 13 -
6 参加表明書の作成及び手続要領	- 14 -
(1) 作成に当たっての基本的条件	- 14 -
(2) 参加表明書の提出	- 14 -
(3) 参加表明書の審査方法	- 15 -
7 VE 提案に対する対話の申込み、提案書の作成及び手続要領	- 15 -
(1) VE 提案の対話申込みに当たっての基本的条件	- 15 -

(2) 対話申込み	- 16 -
(3) 対話の実施日及び場所	- 16 -
(4) 対話結果の通知及び公開	- 16 -
(5) V E 提案に関する確認	- 17 -
8 技術提案書の作成及び手続要領	- 17 -
(1) 技術提案項目	- 17 -
(2) 作成及び提案に当たっての基本的条件	- 17 -
(3) 技術提案書の提出	- 18 -
(4) 資格適合者によるプレゼンテーション及びヒアリング	- 19 -
9 評価基準	- 19 -
10 その他	- 19 -
(1) 本プロポーザル後の契約の予定	- 19 -
(2) その他	- 20 -

1 募集要項の定義

本募集要項（以下、「本要項」という。）は、真狩村（以下、「本村」という。）がまっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業（以下、「本事業」という。）に係る実施設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により決定する（以下、「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

真狩村長 岩原 清一

(2) 本プロポーザルの事務局

真狩村役場 企画情報課 商工観光係

〒048-1631 虻田郡真狩村字真狩 1 1 8 番地

TEL : 0136-45-3613（課直通） FAX : 0136-45-3162

E-mail : kikaku@vill.makkari.lg.jp

(3) 本事業概要

ア 事業名称

まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業

イ 場所

虻田郡真狩村字真狩 1 1 8 番地

ウ 整備対象施設

- (ア) 世界のユリ園コテージ 2 棟新築
- (イ) まっかり温泉改修及びサウナ棟 1 基増設
- (ウ) 外構
- (エ) 既存施設一部解体

なお、整備対象施設の詳細は、まっかり温泉図面、工事箇所図

エ 対象業務

本事業のうち、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 整備対象施設に係る実施設計業務、事前調査業務及び関連業務（以下、「設

計業務」という。)

(イ) 整備対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、改修工事、解体工事、外構工事（以下、「施工業務」という。）

(ウ) 上記設計業務及び施工業務及び施工監理業務を総括して「本業務」という。

オ 要求水準

本業務の要求する水準は、まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業要求水準書による。これは、本業務を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本村が本業務に求める内容及び品質として満たすべき最低限の水準である。

カ 遵守すべき法令等

本村と本業務の実施に係る契約を締結する者（以下、「受注者」という。）は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者の負担により当該許認可等を取得しなければならない。

キ 本業務の履行期間等

(ア) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月10日を最終期限とするが、提案により最終期限を前倒しすることは差し支えない。

(イ) 施工期間中の調整について

施工期間中は、現コテージ及び温泉施設の利用について、最小限の支障にとどめるよう、周辺道路の通行、来庁者の動線における安全対策や営業日、利用頻度の高い期間を避けるなどの考慮すること。

ク 上限提案価格

上限提案価格は、176,209,000 円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

※上限を超えた提案は失格とする。

(4) 公告資料

参加表明及び技術提案については、次に掲げる資料を踏まえて、所定の様式により作成すること。

ア 本村ウェブサイト掲載資料

下記、本村のウェブサイト内（以下、同じ。）に掲載する。

URL： <https://www.vill.makkari.lg.jp>

(ア) まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 設計・施工一括発注プロ
ポーザル募集要項

(イ) まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 設計・施工一括発注プロ
ポーザル様式集（以下、「様式集」という。）

(ウ) まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 設計・施工一括発注プロ
ポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）

(エ) まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 要求水準書（以下、「要
求水準書」という。）

(オ) 設計・施工仮契約書（案）

(カ) まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 事業計画書等

イ 電子データによる提供資料

参考資料

(ア) 既存図等

(イ) その他

ウ 電子データ及び紙媒体データの提供期間

公告日から令和8年4月17日（金）まで

エ 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配付する。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を記入し、提出すること。郵送（配達証明付書留郵便等の差出しから受領まで記録が残るものに限る。以下、同じ）を希望する場合は、事務局宛に守秘義務誓約書【様式1】と返信用封筒を同封のうえ、令和8年4月14日（火）午後5時までに郵送すること。

オ 提供を受けた資料の扱い

提供を受けた資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用し、DVD-R及び電子データは、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

3 優先交渉権者の決定等の手続

(1) 公告から契約締結までのスケジュール及び優先交渉権者決定フロー

内 容	日 程
公告日（本要項等の公表）	令和8年4月1日（水）
現地確認の申込期間	公告日から4月3日（金）まで

現地確認期間	令和8年4月6日(月)から 4月9日(木) ※火から木は、通常営業に支障がない範囲のみ可
本プロポーザルに係る質疑の受付期間	
(ア) 参加表明書の提出に係る質疑の受付期間	公告日から4月6日(月)まで
(イ) その他本プロポーザルに係る質疑の受付期間	公告日から4月10日(金)まで
オ 参加表明書の提出期間	令和8年4月13日(月)から4月17日(金)まで
カ 参加資格審査結果通知・技術提案書等の提出要請の送付	令和8年4月21日(火)
キ VE 提案(本要項3、(5)、ア参照)に対する対話申請書の受付期間	令和8年4月22日(水)から4月24日(金)まで
ク VE 提案に対する対話の実施	VE 提案書等の提出日から1週間以内の指定日、指定時間
ケ 技術提案書の提出期間	令和8年5月7日(木)から令和8年5月13日(水)まで
コ プレゼンテーション及びヒアリングの実施通知	令和8年5月19日(火) 予定
サ プロポーザル技術提案評価実施日(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年5月下旬予定
シ 参加者への結果通知	令和8年5月下旬予定
ス 審査結果の公表	令和8年5月下旬予定
セ 仮契約締結	令和8年5月下旬予定
ソ 本契約締結	令和8年6月下旬予定 真狩村議会による議決後

(2) 決定の手續と審査及び評価体制

本業務には、同一敷地内にある既存施設等を継続的に利用しながら、温泉改修とコテージを整備し、完成後は一体的に利用することが求められている。

また、事業費の抑制を図りつつ、事業全体の工程遵守が求められることから、効率的・効果的かつ安定的な業務遂行能力とともに、高度な技術力を含む総合的なノウハウを有する受注者を選定する必要がある。

このため、本業務の受注者の候補者たる優先交渉権者及び次点候補者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案項目並びに提案価格について、「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、総合的に審査した結果によるものとする。

優先交渉権者と次点候補者の選定に当たっては、①参加者の資格の有無を判断する参加資格審査、②参加資格を満たす者（以下、「資格適合者」という。）から提出された、技術提案内容等についての審査を行う技術提案審査の2段階とする。

(3) 現地視察

ア 申込み

現地視察を希望する者は、公告日から令和8年4月3日（金）午後5時までに現地視察申込書【様式3】を事務局に提出すること。

期限内に難しい場合は、事務局と要相談とする。

イ 申込方法

電子メールの添付ファイルとして、事務局に送信すること。なお、電子メールの件名は、「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 現地視察申込み（法人名）」とし、電話により事務局へ受信の確認を行うこと。

ウ 現地視察の日時の通知

現地視察の可能日時については、調整の上、事務局より申込書記載の担当者宛にメールで通知する。

(4) 参加資格審査

ア 参加資格の確認

(ア) 本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに参加表明書及び必要書類【様式 2-1 及び参加資格の証明に必要なもの】を提出すること。

(イ) 事務局は、参加者（参加表明書を受理されたもの）から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

イ 参加資格審査結果通知・技術提案書等の提出要請

本村は、事務局による確認の結果、資格適合者には技術提案書提出要請書を、それ以外の参加者には、参加が認められない理由を付して参加資格審査結果通知書をそれぞれ書面により送付する。

(5) VE 提案に対する対話の受付

ア 対話の実施

本村は、資格適合者を対象に、基本計画書等で示された内容を変更する提案（以下、「VE 提案」という。）について、その適否の判定を行うことを目的に、希望する資格適合者との対話を実施する。

イ 対話方法

この対話は、個別の資格適合者と本村により対面形式で行う。

ウ VE 提案の範囲

VE 提案において、変更することができる範囲は、基本計画書等の内容に限るものとし、本要項「7 VE 提案に対する対話の申込み、提案書の作成及び手続要領（1）」を参照のこと。

エ 対話の申込み

対話を希望する資格適合者は、提出期限までに VE 提案対話希望申請書及び必要書類【様式 5-1、5-2】に資料を付して提出すること。

(6) 技術提案書の提出

ア 資格適合者は、提出期限までに技術提案書を提出すること。

イ 技術提案書取りまとめ・確認

事務局は、審査に先立ち、必要な資料等が全て提出され、所定の条件に基づき技術提案書が作成されているかを確認した上で、速やかに各選定委員へ資料（各技術者の実績・資格及び価格提案に係るものを除く。）を提出する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案評価に係る提案書の内容を確認・精査するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、技術提案書提出締切後に別途通知する。

エ 技術提案書の評価

技術提案書の評価は、審査委員会が評価基準に基づいて行う。

オ 技術提案書の特定等

選定委員会は、各技術提案書の中から、評価基準に基づき、評価値が最も高い提案を最優秀提案書として、次に高い者を優秀提案書として特定する。

(7) 優先交渉権者等の決定

ア 選定

審査委員会は、技術提案書の特定結果に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

イ 決定

本村は、審査委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

ウ 決定の通知

(ア) 決定された優先交渉権者及び次点候補者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書）で通知する。

(イ) 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。

(ウ) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

エ 審査結果の公表

後日、概要を公表する。

(8) 共通事項

ア 資料の追加要請

提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。追加提出資料等を含め、提出書類は原則と

して返却しない。

イ 参加の辞退

参加者は、技術提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を参加辞退届出書【様式 6】に記載し、事務局に提出すること。

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成

ア 参加者は、単独企業又は共同企業体（以下、「JV」という。）とする。ただし、参加者は「(2) 参加者に共通する参加資格要件」及び「(3) 業務別の参加資格要件」に掲げる要件を満たしている必要がある。また、同一企業が「単独企業」、「JV の構成員」として本プロポーザルに参加しないこととする。

イ JV での参加の場合は「真狩村建設工事共同体運用に関する基準」に基づき、JV の構成員（代表構成員を除く。）は、下記（2）及び（4）の参加資格要件を満たす者とする。

ウ 参加者は、上記に加え、設計事務所等の協力会社とのグループ応募を行うことも可とする。ただし、協力会社は（2）及び（3）のうち、当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。

(2) 共通する参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、参加表明書提出日から優先交渉権者の決定までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする（以下、4 参加資格要件（3）から（5）において同じ）。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 のほか、以下に該当しない者であること。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

イ 「真狩村暴力団排除条例」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ウ 「真狩村建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく、指名停止措置を受けていない者

エ 審査委員会の委員でないこと。

オ 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問等として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属していないこと。

カ 令和7・8年度真狩村真狩村入札参加資格者名簿に登録されていること。

キ 本事業と同種又は類似の施設（温泉施設、宿泊施設、木造建造物、サウナ施設等）の設計及び施工実績を有すること。

ク 後述の（5）実施体制に示す資格を有する者を本事業における業務の開始時点で本業務全体の統括責任者（以下、「統括責任者」という。）として専任で配置できること。なお、統括責任者は参加者と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。（配置予定技術者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

（3）業務別の参加資格要件

ア 設計業務の参加資格要件

（ア） 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）に基づく、事務所の登録を行っていること。

（イ） 平成27年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす実施設計業務または、設計施工一括発注業務を元請として履行した実績があること。

（ウ） （5）実施体制に示す資格を有する者を設計業務の開始時点で設計管理技術者及び建築（総合）の設計主任技術者（参加者と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか、協力会社の場合は協力会社、再委託の場合は再委託先の企業とそれぞれ前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。（配置予定技術者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

イ 施工業務の参加資格要件

（ア） 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けてから2年以上の営業実績を有する者であること。

（イ） 令和7・8年度真狩村入札参加資格者名簿において登録されていること。

（ウ） 平成27年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、以下の全ての要件を

満たす工事を元請として施工した実績があること。JVで参加する場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。なお、JVで施工した場合は、代表者であった施工実績であること。また、工事完了とは一連の工事の新築部分が竣工引渡し完了しているものを含むものとする。

(エ) 後述の(5)実施体制に示す資格を有する者を施工業務の開始時点で現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者(参加者と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、現場代理人、監理技術者は代表構成員と前記の雇用関係にある者に限り、施工主任担当者は代表構成員・構成員のいずれかと前記の雇用関係にある者に限る。)として配置できること。(配置予定技術者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする)

(4) JV 構成員の参加要件

JV 構成員(代表構成員を除く。)は、以下の要件を満たす者とする。ただし、設計業務のみを分担するものにおいてはこの限りではない。

(ア) 令和7・8年度真狩村真狩村入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 村内企業については、真狩村内に本店を有する業者で、村内における営業年数が2年以上であり、かつ、村税を完納していること。

(5) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとする。

監理業務は業務対象とする。

ア 統括責任者は、現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。

イ 設計管理技術者は設計主任技術者を兼ねることができる。

ウ 監理技術者は現場代理人を兼ねることができる。

エ 3つ以上の兼任は不可とする。

オ 各配置予定技術者等は、次の(ア)～(オ)に掲げる資格や実績を有し、参加者となる企業(再委託先にあつては再委託先の企業)と参加表明書提出の日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。

(ア) 統括責任者

a 統括責任者は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、本業務の趣旨及び内容を把握し、受注者の責任者とし

て履行期間を通して、コスト管理を含め本業務の推進と相互調整を行うもので、受注者が定めた者をいう。

b 統括責任者は、本事業を行える資格を有している者

c 受注者は、契約締結後速やかに、設計業務及び施工業務を統括する統括責任者を選定し、本業務に専任させること。原則として、技術提案にて提案した者を統括責任者に選定するものとするが、病休・死亡・退職等特別な事情（以下、「特別な事情」という。）により、その者を配置できない場合には、本村と協議の上、同等の実績及び資格を有し、村が適当と判断する代替者を配置する場合に認めるものとする。

d 本事業竣工引渡し後に変更を希望する場合は、本プロポーザル提出時に同等の資格を有する代替者（JVの場合は、代表構成員に限る。）をあらかじめ指定し、その実績を任意書式で提出すること。

(イ) 設計管理技術者及び各設計主任技術者

a 設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。設計主任技術者とは、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野ごとに設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者で、受注者が定めた者をいう。

b 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任技術者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

c 建築（構造）設計主任技術者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

d 電気設備設計主任技術者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

e 機械設備設計主任技術者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

f 電気設備設計主任技術者及び機械設備設計主任技術者のいずれかは、本事業が行える資格以上のものを有すること。

g 設計管理技術者及び各設計主任技術者の変更は、本村と協議の上、同等の資格及び実績を有し、村が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

(ウ) 現場代理人

a 現場代理人とは、施工業務の履行に関し、専任で配置でき、工事現場に常駐し、現場の運営、取締りを行うほか、契約の定めに基づく法律行為を、受注者に代わって行使する権限を授与された者で、受注者が定めた者をいう。受注者は、公共

工事標準請負契約約款による現場代理人を設置すること。

b 現場代理人は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

c 現場代理人の変更は、本村と協議の上、同等の資格を有し、本村が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

ただし、本事業前に変更を希望する場合は、同等の実績も有することとする。

(エ) 監理技術者

a 監理技術者とは、建設業法上の工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者をいう。

b 監理技術者は監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有し、本事業が行える資格以上のものを有すること。

c 監理技術者の変更は、本村と協議の上、同等の資格を有し、本村が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

ただし、本事業竣工前に変更を希望する場合は、同等の実績も有することとする。

(オ) 施工主任担当者

a 施工主任担当者とは、現場代理人及び監理技術者の下で、建築、電気設備、機械設備の分野ごとに、その分野に関する担当者の統括を行う者で、受注者が定めた者をいう。

b 建築施工主任担当者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

c 電気設備施工主任担当者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

d 機械設備施工主任担当者は、本事業が行える資格以上のものを有すること。

e 電気設備、機械設備の施工主任担当者については対象となる両資格を有する場合は兼ねることができる。その場合、電気設備、機械設備については、それぞれ専任の施工担当者を配置すること。なお、建築施工主任担当者については、施工期間中は常駐とする。

f 施工主任担当者の変更は、本村と協議の上、同等の資格を有し、本村が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

ただし、本事業竣工前に変更を希望する場合は、同等の実績も有することとする。

(6) 再委託

参加者は、設計業務について、本要項「4 参加資格要件 (5)」を踏まえ、

本村の承諾を得て再委託することができる。ただし、設計管理技術者・建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各設計主任技術者のうち、いずれかを参加者の中から配置すること。

また、（５）実施体制に記載の者を技術者として配置する再委託先は、参加者から直接業務を受託又は請け負う者とし、本要項「４ 参加資格要件（２）」に掲げる要件の内、クを除き全て満たす者とする。

５ 質疑の受付及び回答の要領

（１）質疑の受付

ア 受付期間

（ア）参加表明の提出に係る質疑

令和８年４月１日（水） 午前８時４５分から４月６日（月）午後５時まで

（イ）その他本プロポーザルに係る質疑

令和８年４月１日（水） 午前８時４５分から４月１０日（金）午後５時まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

様式集の質疑書【様式４】に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付して、電子メールで事務局に送信すること。

なお、メールの件名は、参加表明の提出に係る質疑の場合、「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業（法人名）」、それ以外の質疑の場合、「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業 質疑書（法人名）」とし、それぞれの質疑受付の期間内に送信後、電話により事務局へ受信の確認を行うこと。

（２）質疑への回答

ア 回答日

（ア）参加表明の提出に係る回答

令和８年４月１３日（月）

（イ）その他本プロポーザルに係る回答

令和８年４月２０日（月）

イ 回答方法

本村のウェブサイト内に掲載する。また、質疑回答書は、本要項の追加又は修正

とみなす。

6 参加表明書の作成及び手続要領

(1) 作成に当たっての基本的条件

本要項及び要求水準書、基本計画書等を熟読し、本要項「4 参加資格要件」を満たしていることを確認の上、参加表明書を作成すること。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期間

令和8年4月13日（月）午前8時45分から4月17日（金）午後5時まで
（休日等を除く。）

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。

郵送による場合は、提出期限必着とする。

エ 体裁及び書式

参加表明書及び必要書類【様式 2-1 及び参加資格の証明に必要なもの】にページ番号を付して、ステープル留めとすること。

オ 提出部数

正 1 部 副 2 部（副は押印不要。以下、同じ。） 計 3 部及び CD-R 1 部 CD-R
（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、CD-R への格納の条件は、次のとおりとする（CD-R の提出方法は以下同様とする）。

（ア） CD-R：Windows フォーマット

（イ） 使用アプリケーション：PDF 形式。ただし、下記様式については PDF 形式とあわせて原本ファイル形式の提出も行うこと。

a 【様式 2-1】

b 【様式 5-2】

c 【様式 8-2～8-4】

（ウ） ウィルスチェック：電子データは、ウィルスチェックを行うこと。

(3) 参加表明書の審査方法

本要項「3 優先交渉権者の決定等の手続（4）」を参照のこと。

7 VE 提案に対する対話の申込み、提案書の作成及び手続要領

(1) VE 提案の対話申込みに当たっての基本的条件

本プロポーザルにおけるVE（Value Engineering）とは、要求水準書、基本計画書等に対し、参加者が保有する固有技術や構法、工法等により、要求品質・機能を維持して工事費を低減できる手段、要求品質・機能を向上させるとともに工事費を低減できる手段、または要求品質・機能を向上させるが工事費を上げない手段、および工事費の上昇を伴う要求品質・機能を向上させる手段のこととする。このうち、本プロポーザルでは、要求品質・機能を維持して工事費を低減できる手段、要求品質・機能を向上させるとともに工事費を低減できる手段について、要求水準書「第3 3（2）受注者による変更提案」に記載の内容に準じてVE提案を行うことができることとし、参加者と事務局でVE提案を対話した後に、VE提案の項目ごとに提案価格見積に反映することの可否の判断を受けることができる。

本村は、VE提案の可否を参加者に通知し、「可」とされたVE提案の項目に関しては、参加者はその効果（工事費縮減等）を反映した提案価格見積を提出することができる。（「可」と通知されたVE提案の項目を、提案価格見積に反映するかどうかは、参加者の判断による。提案価格評価は、このVE提案を反映した提案価格にて評価する。）

なお、要求品質・機能を向上させるが工事費を上げない手段、および工事費の上昇を伴う要求品質・機能を向上させる手段については、VE提案を経ずに技術提案書にて提案することができるものとする。また、VE対話の対象としていないVEについて、要求水準との適合関係判定等への疑義を解消することを目的とした対話をVE対話時に併せて受け付けることとする。（対話の有無は参加者の任意であり、また技術提案書への反映の条件となるものではなく、公開対象としない。）

ア 申込者

VE提案について、対話を希望する資格適合者であること。

イ 提案範囲

VE 提案により変更することができる範囲は、基本計画書等の内容に限るものとし、要求水準書「第3 3 (2) 受注者による変更提案」に記載の内容に準ずる。また、対話を行わないVE 提案については、採用の可否は判定しない。

(2) 対話申込み

ア 受付期間

令和8年4月22日(水) 午前8時45分から4月24日(金) 午後5時まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。

郵送による場合は、提出期限必着とする。

エ 体裁及び書式

様式集のVE 提案対話希望申請書【様式5】及び提案内容を説明するVE 提案一覧【様式5-1】、VE 添付資料【様式5-2】(A3以下の任意書式)を別綴じとして提出する。

オ 提出部数

VE 提案対話希望申請書 1部

VE 提案一覧、VE 添付資料を含む資料 5部

CD-R 1部

CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出すること。

(3) 対話の実施日及び場所

VE 提案書等の提出日から、1週間以内の午前9時から午後5時の間の1時間半程度とし、真狩村役場内とする。日時と場所は別途通知する。

(4) 対話結果の通知及び公開

各資格適合者との対話の結果は、それぞれの電子メールに、令和8年5月8日(金)までに通知する。また、全ての対話の結果は、令和8年5月11日(月)午後5時までに、本村のウェブサイトに掲載する。ただし、本村が対話におい

て、可と判断した提案で、個別の資格適合者のノウハウに関するものは公開しない。

(5) V E 提案に関する確認

対話において、本村が確認を要するものとした提案については、対話の結果を通知した日から1週間以内を目安に各提案者と再対話を行う場合もある。

8 技術提案書の作成及び手続要領

(1) 技術提案項目

評価基準による。

(2) 作成及び提案に当たっての基本的条件

ア 作成に当たっての基本条件

要求水準書及び基本設計書等に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、技術提案書を作成すること。

イ 提案に当たっての基本条件

(ア) 資格適合者は、要求水準書及び基本設計書等の内容に基づき、機能面、価格面を総合的に検討するとともに、V E 提案の対話において、本村が可と判断した内容を反映し、基本計画書に示された内容を変更した上で、提案を行うこと。

(イ) 技術提案内容については、契約後、本村との協議により、採用されないこともある。なお、提案が採用されなかった場合、それを理由として、事業費が増額とならないように努めること。

ウ 参加要件とする配置予定技術者の基本的条件

本要項「4 参加資格要件(5)」参照のこと。

エ 無効とする提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とし、失格とする。

(ア) 上記ウを満たさない提案

(イ) 資格適合者以外による提案

(ウ) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案

(エ) 提出書類の記載事項が不明なもの、又は記名のない提案

(オ) 書類が不足している提案

(カ) 要求したもの以外の書類及び図面等による提案

- (キ) 資格適合者が2つ以上の提案書を提出した場合の全ての提案
- (ク) 資格適合者が他の資格適合者の代理をした場合の全ての提案
- (ケ) その他参加に関する条件に違反した提案

(3) 技術提案書の提出

ア 提出期間

令和8年5月11日(月) 午前8時45分から

令和8年5月13日(水) 正午まで(休日等を除く。)

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。

また、郵送による場合は、提出期限必着とする。

エ 提出部数

- ・技術提案書【様式8-1】正1部、副9部：計10部
- ・提案価格見積書・内訳書【任意様式】正1部、副9部：計10部
- ・実績・体制評価に係る提案書【様式8-2】正1部、副9部：計10部
- ・VE提案資料【様式8-3～8-4】正1部、副9部：計10部
- ・技術提案評価に係る提案書【様式8-5～8-6】正1部、副9部：計10部
- ・特定建設工事共同企業体協定書【任意様式】必要に応じて：1部
- ・共同企業体協定書【任意様式】必要に応じて：1部

電子データ(CD-R1部)と合わせて封書にして提出

CD-R(容量が不足する場合はDVD-R)には、提出書類の電子データを格納すること。

オ 体裁及び書式

(ア) 技術提案書は、代表者名の記名捺印とともに受付番号を記載したものを他の書類とは綴じ込まず、頭に添えて提出すること。なお、受付番号は、参加表明書提出時に事務局より書面で通知する。

(イ) 各書類は様式集に示された指定の様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成すること。また、様式指定の箇所に、受付番号を記載するとともに、それぞれ右下にページを付して、左上をステープル留めとすること。

(ウ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込むこと。

(エ) VE 提案資料及び技術提案評価に係る提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。

(オ) 使用する文字のフォントについて、10.5 ポイント以上（図表内の文字については制限しないが、見やすさに配慮すること）とすること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

(カ) 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保すること（ページ番号は除く）。

(キ) 提案価格見積書、提案価格見積書（内訳集計表）及び提案価格見積書（内訳書）については、封筒に入れて封印し、受付番号、本事業名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記して 1 部提出すること。

(ク) 提出した提案価格見積書及び提案価格見積書（内訳書）の訂正はできない。

(4) 資格適合者によるプレゼンテーション及びヒアリングプレゼンテーション及びヒアリングは、以下の要領で行う。

ア プレゼンテーションは、技術提案評価に係る提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。その他の要領については、実施する際に詳細を通知する。

イ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とし、そのうちの 1 名は原則として実績・体制評価に係る提案書（全体）【様式 8-2】に記載された統括責任者とする。

9 評価基準

評価基準による。

10 その他

(1) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 優先交渉権者は、本村と協議、見積合わせを行い、仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は真狩村議会で可決されたとき、本契約として成立する。

イ 優先交渉権者は、選定結果通知後速やかに提案価格見積書に記載した科目に

沿って細目まで記載した「契約代金内訳書」を作成のうえ、本村に提出する。当該内訳書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。なお、当該内訳書の根拠となるメーカー見積書および掛け率一覧表、その他本村が必要として求める説明資料についても後日提出すること。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本村は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

エ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本村に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

オ 受注者による VE 提案は、対話において、本村が可と判断した内容を本契約締結後、本村と受注者の協議により、その詳細を決定するものとする。

カ 優先交渉権者が JV の場合は、仮契約の締結前に共同企業体協定書を本村に提出する。

(2) その他

ア 参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

(ア) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

(イ) 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本村が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

(ウ) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

ウ 記載内容の変更

(ア) 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

(イ) 技術提案書において提案した統括責任者は、原則として本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、「4 参加資格要件 (5) オ (ア) c 又は d」に記載した理由により、業務遂行が困難になった場合は、本村が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

(ウ) 技術提案書において、提案した統括責任者以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本村が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

エ 技術提案書の作成のために本村から受領した資料は、本村の了解なく公表及び使用してはならない。

オ 参加者によるプレゼンテーション、審査委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

カ 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(ア) 本要項「4 参加資格要件」に記載している要件を満たさない場合

(イ) 提案内容が要求水準を充足していないと確認された場合(評価基準「6 その他 (4)」参照のこと。)

(ウ) 提案価格が上限を超えた提案

(エ) 提出書類等に虚偽の記載がある場合

(オ) 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合

(カ) 提出書類等を所定の方法で提出しない場合(8 技術提案書の作成及び手続要領(2)エ 無効となる提案参照)

(キ) プレゼンテーションに出席しない場合(自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く)

(ク) その他、本業務の参加表明書提出日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合等、審査委員会が失格と認めた場合

キ 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容について、本村の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できな

った場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本村は受注者に対して、技術提案書不履行に関する措置として(ア)の算定式により、違約金を請求する場合がある。

ただし、提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、本村が認めたときは、違約金を減額、または免除する場合がある。

(ア) 技術提案に係る違約金の算定式

※違約金の算定の際の加算点は、提案時の割合で算定。

また、評価基準別表2の技術提案評価「(1)全体 ②地域経済への貢献 ア村内企業への発注や村内調達金額」にて参加者から提案された金額について、参加者の責に帰すべき事由により、これを達成できない場合は、(イ)の算定式により、違約金を請求する場合がある。ただし、(ア)による違約金が発生した場合はこの限りではない。

なお、提案された金額について、参加者の責に帰さない事由により、これを達成できない場合は、本村と受注者でその事由や対応策等を協議のうえ、本村が認めたときは徴収する金額を減額、または免除する場合がある。

標準点 100 点 + 履行できない提案を控除した場合の加算点

標準点 100 点 + 受注者が得た加算点

村が受注者より徴収する金額 = 契約金額 × 1 -

(イ) 地域経済への貢献に係る違約金の算定式

※違約金の算定の際の加算点は、提案時の割合で算定。

ク 契約後の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について基準となる考え方は以下の通りとする。

(ア) 協議の起算日：本契約日

(イ) 採用する物価上昇の指標：

a 一般財団法人 建設物価調査会「建設物価 建築費指数（詳細版）」

b 国土交通省 土地・建設産業局「公共工事設計労務単価（北海道）」

c 各種刊行物：建設物価および積算資料、積算実務マニュアル、建築コスト情報、公共建築工事標準単価積算基準

受注者は上記算出根拠を明らかにし、双方協議の上、本村がこれを認めた場合について変更を行うことができる。なお、詳細については本村と受注者の協議に基づくこととする。

受注者が得た当該項目の評価点

標準点 100 点 + 受注者が得た加算点
村が受注者より徴収する金額

= 契約金額 × α

村内企業への発注実績額

村内企業への発注提案金額

参加者の当該項目の未達成度 $\alpha = 1 -$